

令和 7 年 1 月 3 0 日開会

民 生 環 境
常 任 委 員 会 会 議 録

鳥取県西部広域行政管理組合議会

民生環境常任委員会会議録

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日 程

日 時 令和7年1月30日（木）
組合議会臨時会休憩中
場 所 米子市淀江支所 議場

- 1 開 会
- 2 所管事務調査
使用料及び手数料の料金改定に係る審議会の設置について
- 3 閉 会

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

出 席 者 （ 8 名 ）

委員長	土 光 均	副委員長	勝 部 俊 徳
委 員	奥 岩 浩 基	委 員	今 城 雅 子
委 員	渡 辺 穰 爾	委 員	森 岡 俊 夫
委 員	景 山 浩	委 員	山 本 芳 昭

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

欠 席 者 （ 0 名 ）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

説明のため出席した者

事務局長	三上 洋	事務局次長兼総務課長	深田 龍
事務局施設管理課長	本池 将	事務局施設管理課施設長（米子浄化場）兼浄化場維持担当課長補佐	小林 祥弘
事務局総務課企画情報担当課長補佐	前畑 昇吾	事務局施設管理課ごみ処理施設維持担当課長補佐	安田 憲

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

議 会 担 当 職 員

書記長	瀬尻 かおり	書 記	近藤 隆
-----	--------	-----	------

~~~~~

## 1 開 会 (午後 1 時 3 6 分)

○土光委員長 ただいまより、民生環境常任委員会を開会いたします。

~~~~~

2 所管事務調査

○土光委員長 早速でございますが、日程 2、所管事務調査に入ります。本件の調査事項は 1 件です。お手元に配付しております日程書のとおり、使用料及び手数料の料金改定に係る審議会の設置についてを調査事項といたします。

当局より調査事項の説明を求めます。本池施設管理課長。

○本池事務局施設管理課長 それでは、資料 1、それから資料 1 別紙、それから資料 1 の参考資料を用いて説明させていただきます。

使用料及び手数料の料金改定に係ります審議会の設置についてでございますが、まず 1 番目の経緯といたしまして、この使用料、手数料の適正化につきましては、行財政改革大綱の実施計画の取組項目の一つとして実施しておりまして、本組合が定めております適正化方針に基づきまして、おおむね 3 年をめぐりに定期的にコストを検証いたしまして、定期的な見直しを図るというものでございます。

2 番目に、料金改定の必要性につきまして、令和 5 年度にこの改定の必要性を検討いたしました結果、以下に示します使用料、手数料について、受益者負担割合が適正化方針に定める標準よりも低い数値でありましたことから、この利用する住民と利用しない住民との間の受益と負担の公平性を図る観点から、料金を改定する必要性が認められたものでございます。

まず、1 つ目の (1) 火葬場使用料でございます。こちらは 4 行目のアに現行料金、平成 29 年度からの現行料金 1 万 2, 000 円。これは圏域内の大人の火葬料金を示してございますが、こちらを徴収している状況でございます。

次に、イの受益者負担の状況、直近 5 年間の表にまとめてございますが、表の左側、施設維持管理費に対しまして、使用料収入の割合を受益者負担割合というふうに計算してございます。こちらが、本組合が定めます適正化方針では、公費負担、それから受益者負担、それぞれ 50% を標準としておりますが、この表にありますとおり、直近 5 年間の受益者負担は 41.5% から 43% と、標準よりも低い数値となっておりますので、料金改定が必要な状態だというふうに考えてございます。

それから次に 2 つ目、(2) のリサイクルプラザ不燃物処理手数料でございます。

こちらが 4 行目のところにアとしまして現行料金、平成 21 年 7 月からでございますが、こちらが 10 キロ当たり 178 円を徴収しておりまして、これも同じようにイの部分で直近 5 年間の受益者負担の状況を確認いたしますと、施設の維持管理費、こちらは直接持ち込まれるごみの量で案分したものに對しまして、手数料収入の割合を受益者負担の割合としているものでございますが、こちらが適正化方針におきましては、不燃物処理手数料が受益者負担割合 100% を標準としておりますが、直近 5 年間では 19.8% から 24.3% と標準よりも低い状態でございますので、料金改定が必要な状態であるというふうに考えてございます。

続きまして、2 ページ目を御覧ください。3 番目に、料金改定に向けた進め方ということでまとめてございます。これまでの料金改定に関しまして、従前は組合内部の検討のみで改定を実施しておりましたが、このたびはそれに加えて、学識経験者などの知見ですとか圏域住民の皆様方の考え方を取り入れるために、令和 7 年 4 月を目途としまして、新たに外部識者などによります審議会を設置いたしまして、令和 8 年 4 月からの改定を想定いたしまして検討を進めている段階でございます。

(1) の全体的なスケジュールでございます。本日、この審議会設置案の報告をさせていただいた後に、来月 2 月 21 日の組合議会定例会におきまして、この審議会の設置に係ります条例の制定、それから 2 ページ目の一番下の表にまとめてございます予算案という部分でございますが、こちらに審議会委員の皆様方の報償費ですとか旅費を予算案といたしまして、これを 2 月 21 日の定例会におきまして審議会に係る当初予算措置として行う予定でございます。

その後、令和 7 年度前半には、この審議会による料金改定案の審議をしていただきまして、正副管理者会議、組合議会においてお諮りした上で、料金改定の決定をいたしたいというふうに考えてございます。7 年度の後半につきましては、料金改定の周知期間に充てまして、令和 8 年度の 4 月から新料金の適用を開始させていただく流れでございます。

続きまして、2 番目の (2) の審議会設置案でございますが、設置日と審議会名称につきましては記載のとおりでございますが、この所掌事務といたしましては、火葬場使用料、それから不燃物処理手数料の徴収に関する事項ということで、委員定数といたしましては 7 名以内。それからその構成としまして、学識経験者、各種団体代表者、それから地域住民を代表する方々を想定してございます。審議回数でございますが、年間 4 回を予定しておりまして、他団体の状況、審議会設置の状況でございますが、こちらは別紙のとおりにまとめてございます。

別紙のほうを御覧ください。まず、こちらのほうは近隣他団体の審議会の設置状況、令和 6 年 11 月時点でございますが、まず (1) に火葬場使用料に関わる審議会、それから中段のところに (2) 不燃物処理手数料に関わる審議会の設置状況を記載しておりまして、鳥取県内の他団体は全て設置されている状況でござ

います。ただ、審議会の審議内容によりまして委員数の違いは若干ございますが、県内は全て設置されている状況でございます。

それから最後、参考資料になりますが、こちらのほうに本組合の使用料・手数料に係る適正化方針を抜粋して記載してございます。この中で受益者負担の基準という項目を抜粋してございますが、こちらは使用料・手数料の基準額の算定方式を記載してございます。

真ん中、四角囲いで3点囲ってございますが、まず使用料の基準額の算定方式といたしましては、使用料原価、コストですね、これに受益者負担割合を掛けたものを基準額としております。それから手数料でございますが、手数料の算定方式といたしましては、手数料原価をそのまま基準額というふうに定めてございます。

それから2ページ目、3ページ目でございます。こちらのほうに使用料に係わります受益者負担率の考え方ということをもとめてございまして、火葬場使用料でございますが、こちらは1、サービスの分類といたしまして、第2分類の特定の市民が利用するサービスであり、民間にはないサービスに該当するということで、公費負担、それから受益者負担割合、それぞれ50%を標準としている流れでございます。説明は簡単でございますが以上でございます。

○土光委員長 当局の説明が終わりました。委員の皆さんの質疑、御意見を願います。奥岩委員。

○奥岩委員 最初の資料、資料1の裏面2ページ目のほうの(2)審議会設置案、御説明いただきまして、委員定数7名以内ということで御説明いただいたんですけど、委員構成の案のほうを見させていただきますと、ちょうど7名分かなと思いますので、ここの各団体の方から1名ずついらっしゃるような想定でおられると思っていたらよろしいでしょうか。

○土光委員長 本池施設管理課長。

○本池事務局施設管理課長 委員おっしゃるとおりで、そのとおりで想定をしているところでございます。

○土光委員長 ほかにございませんでしょうか。今城委員。

○今城委員 確認をさせていただきたいと思うんですが、まず、別紙資料1の分ですかね。設置の委員数は7名、そして不燃のほうも7名っていうふうに書いてあるんです。で、資料1のほうにも7名っていうことなんですけれども、所掌事務っていうところが2つ、まあ2つの観点があるっていうふうに言われているこの両方の事務を、この7名の1つの審議会で作るっていうことでいいですね。

○土光委員長 本池施設管理課長。

○本池事務局施設管理課長 御質問ですけども、委員おっしゃるとおりに、両方の審議を7名で審議していただくという形でございます。

○土光委員長 今城委員。

○今城委員 そうしますと、この資料1別紙のほうにあります各種団体の代表ですとか、地域住民を代表するという方とか学識経験者っていうふうに書いてある内容というに変ですけど、どういう方たちがっていうのは、その委員構成、先ほど奥岩委員もおっしゃったんですけど、その方たちが両方の角度というか、そういうことについて認識というに変ですけども、そういうことに精通しておられるとか、そういうことを前提としてその任を選ばれるとか、委嘱されるという考え方でいっていることですか。

○土光委員長 深田事務局次長兼総務課長。

○深田事務局次長兼総務課長 委員の構成でございますが、現在、学識経験者のほうにつきましては、例えば鳥取大学ですとか島根大学ですとか、米子高専の教授などを想定しているところでございます。消費者団体のほうにつきましては、例えば中部ですと鳥取消費者の会の方から選出いただいているところでございます。地域代表といたしましては、地域ごとの自治会等の団体の代表から御選出いただくような想定をしているところでございますが、いずれにつきましても、この使用料のそもそもの算定の考え方ですとか、負担割合ですとか、現在のそれぞれの施設の管理経費がどのように推移しているとか、その費用を値上げしないといけない状況になっていることについて、資料を分かりやすいものを作らせていただいて説明をしていくことが必要だと考えているところでございます。

○土光委員長 今城委員。

○今城委員 分かりました。これで最後にしますけれども、先ほど御説明をいただきました資料1参考資料のほうの3ページのところですかね、第2分類のところで検討するっていうようなことが書いてある。これは火葬場使用料かなっていうふうに認識したんですけども、先ほど来の御説明では、不燃物処理手数料については100%の受益者負担とするという認識ですので、ここについてはもう100%っていうところなので、この審議会での検討としては、100%でいいですねっていう確認が行われるっていうことだけってことですか。

今の感覚でいうと、相当な値上げというところが見越されるよねっていうような気がするんですけども、そこが妥当なのかどうなのかっていうところについての検討っていうことは、この審議会では100%だから行わないってことですか。

○土光委員長 深田事務局次長兼総務課長。

○深田事務局次長兼総務課長 説明が不足しておりまして申し訳ございません。このたびの審議会にはこの料金でどうですか、というような投げかけはせずに、その料金あるいはその負担割合につきましてもお諮りしたいと思います。過去の例で、決め方で申し上げますと、火葬場の使用料につきましては50%を標準といたしまして、リサイクルプラザにつきましては100%を標準として確定したところでございますが、ほかの地域との均衡も当時加味されまして、必ずしもそ

のとおりにはなってございません。ですので、他自治体の例も今、調査しておりますが、かなり差がございます。そういったところで事例等を審議会のほうにお示ししながら、その点についても御意見を頂戴したいと考えてるところでございます。

○土光委員長 今城委員。

○今城委員 分かりました。いずれにしましても、この審議会で結局その実際にかかっているお金、で、どうやって受益者負担を考えるのかっていうその考え方や、それから在り方のところを審議していただくっていうのが基本だと思ってますので、そういう意味では先ほどおっしゃったとおり、言ってみればフラットなところからスタートしてどうなんですよっていうことを、現在かかっているもの、また持続可能でどういうふうにしていくのかっていうところが審議されるのだろうとは思いますが、実際問題、受益者負担というものが例えばこのままいったりすると、先ほどの説明の金額的なものからいくと、例えば手数料のところは4倍になるのっていう話にもなったりするし、それが果たして妥当なのかっていうのを、今の段階でも、えっ、てちよっと思うっていうふうに思うと、やはりそこら辺のところは丁寧な説明と審議の過程での皆さんの合意っていうか、そういうところをしっかりとお願いしたいなというふうに思いますので、そこはよろしくをお願いします。以上です。

○土光委員長 ほかにございませんでしょうか。勝部委員。

○勝部委員 私が事前に見てきて調べればよかったんですけど、ちょっとお断りして、例のあの予算関係の計上が報償費になってますけれども、委員さんの。これ調べてくればよかったんですけど、ふっと見て、非常勤特別職に審議会委員が当たるならば、この表に当たるならば、条例上。それは報償費ではなくて、報酬ということになりはしないかとちょっと疑問、今この場っていうよりさっきまで思ったんですけど、その点はいかがでしょう。

○土光委員長 深田事務局次長兼総務課長。

○深田事務局次長兼総務課長 委員の在り方と、報償費ではなく報酬かという点について十分に確認させていただきまして、計上の際には正しい費目で計上させていただきたいと思います。

○土光委員長 勝部委員。

○勝部委員 いずれにしても費用弁償はどちらでもお出しできると思いますので、その点は問題ないと思いますけど、また御精査いただきたいと思います。

もし間違ってたら申し訳ないと思いますけど、よろしく願いいたします。

○土光委員長 ほかにございませんでしょうか。ほかにないようですので、当局からの説明を終わります。

~~~~~



### 3 閉 会

○土光委員長 これをもちまして、民生委員環境常任委員会を閉会いたします。

(午後 1 時 5 4 分 閉会)

鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定により署名する。

民生環境常任委員長

土 光

均